

# 石川県公報

令和元年6月28日

第13217号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

目	次
<b>規 則</b>	
○石川県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (森林管理課) 1	
<b>告 示</b>	
○随意契約の相手方等 (管財課) 1	○特定調達契約に係る入札公告 (管財課) 6
○身体障害者福祉法に基づく診断を担当する医師の指定 (障害保健福祉課) 2	○県有財産売払入札公告 (同) 7
○身体障害者福祉法に基づく診断を担当する医師の指定を辞退する旨の届出 (同) 3	○県有財産売払入札公告 (空港企画課) 9
○受胎調節の実地指導を業として行う者の指定 (少子化対策監室) 4	○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (県民交流課) 12
<b>公 告</b>	
○特定調達契約に係る入札公告 (行政経営課) 4	○農用地利用配分計画の認可公告 (農業政策課) 12
	○県営土地改良事業の工事完了公告 (農業基盤課) 13
	○石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表 (水産課) 14
	○都市計画法に基づく公聴会の開催公告 (都市計画課) 14
	<b>公安委員会</b>
	○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正 16

## 規 則

石川県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和元年六月二十八日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第一号

石川県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

石川県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成十五年石川県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号中「十二年以内」の下に「(森林経営管理法(平成三十年法律第三十五号)第三十七条第四項に規定する林業経営者が貸付けを受ける場合にあつては、十五年以内)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 石川県告示第68号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札を実施したところ落札者がなく、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり随意契約の相手方等について告示する。

令和元年6月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 随意契約に係る物品等の名称、数量及び調達方法  
パーソナルコンピュータほか1件 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
石川県総務部管財課  
金沢市鞍月1丁目1番地
- 随意契約の相手方を決定した日

- 令和元年6月10日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
リコージャパン株式会社  
東京都大田区中馬込一丁目3番6号
- 5 随意契約に係る契約金額  
20,280,240円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成31年4月19日
- 8 随意契約の理由  
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定に該当するため

### 石川県告示第69号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、診断を担当する医師として次のとおり指定した。

令和元年6月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

診療科目	医療機関の名称	所在地	医師氏名	指定年月日
消化器外科	金沢医科大学病院	河北郡内灘町大学1丁目1番地	富田 泰斗	令和元年6月14日
内科	社会医療法人財団董仙会 惠寿総合病院	七尾市富岡町94番地	向井 清孝	〃
内科	社会医療法人財団董仙会 惠寿総合病院	七尾市富岡町94番地	山村 健太	〃
消化器内科	社会医療法人財団董仙会 惠寿総合病院	七尾市富岡町94番地	中井亮太郎	〃
外科	国民健康保険小松市民病院	小松市向本折町ホ60番地	西野 拓磨	〃
内科、循環器内科	医療法人社団青峰会 山下医院	加賀市作見町ホの39番地1	山下 尚洋	〃
内科	加賀市医療センター	加賀市作見町リ36	大幸 英喜	〃
内科	加賀市医療センター	加賀市作見町リ36	岡本 拓也	〃
内科	加賀市医療センター	加賀市作見町リ36	吉田 匠生	〃
内科	加賀市医療センター	加賀市作見町リ36	烏川 信雄	〃
整形外科	加賀市医療センター	加賀市作見町リ36	中西 章	〃
整形外科	加賀市医療センター	加賀市作見町リ36	高木 知治	〃
整形外科	加賀市医療センター	加賀市作見町リ36	山下 邦洋	〃
外科	加賀市医療センター	加賀市作見町リ36	東野信之介	〃
内科	独立行政法人国立病院機構石川病院	加賀市手塚町サ150番地	藤永 晴夫	〃
心臓血管外科	独立行政法人国立病院機構石川病院	加賀市手塚町サ150番地	川上 健吾	〃
内科	白山石川医療企業団 公立つるぎ病院	白山市鶴来水戸町ノ1番地	樋貝 詩乃	〃
内科	公立松任石川中央病院	白山市倉光三丁目8番地	大和 雅敏	〃
内科	公立松任石川中央病院	白山市倉光三丁目8番地	山村 雄太	〃
耳鼻咽喉科	医療法人社団和楽仁 芳珠記念病院	能美市緑が丘11-71	清島 典子	〃

脳神経外科	医療法人社団和楽仁 芳珠記念病院	能美市緑が丘11-71	上野 恵	〃
内 科	医療法人社団和楽仁 芳珠記念病院	能美市緑が丘11-71	末松 哲郎	〃
外 科	医療法人社団和楽仁 芳珠記念病院	能美市緑が丘11-71	羽場 祐介	〃
耳鼻咽喉科	国民健康保険能美市立病院	能美市大浜町ノ85番地	脇坂 尚宏	〃

## 石川県告示第70号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次の医師から、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の指定を辞退する旨の届出があった。

令和元年6月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

診療科目	医療機関の名称	所在地	医師氏名	辞退年月日
形成外科	社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院	七尾市富岡町94番地	米村 拓磨	平成26年12月31日
心臓血管外科	社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院	七尾市富岡町94番地	和田 汪	平成31年3月31日
脳神経外科	社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院	七尾市富岡町94番地	埴生 知則	平成29年3月31日
脳神経外科	社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院	七尾市富岡町94番地	岩戸 雅之	平成28年9月30日
内 科	社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院	七尾市富岡町94番地	黒川 浩司	平成28年3月31日
内 科	社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院	七尾市富岡町94番地	松沼 亮	平成29年3月31日
内 科	社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院	七尾市富岡町94番地	酒井 麻夫	平成26年3月31日
内 科	社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院	七尾市富岡町94番地	田森 俊一	平成22年3月31日
内 科	社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院	七尾市富岡町94番地	宮坂麻由子	平成28年9月30日
内 科	社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院	七尾市富岡町94番地	真智 俊彦	平成28年3月31日
放射線科	国民健康保険小松市民病院	小松市向本折町ホ60番地	亀山 富明	平成31年3月31日
脳神経外科	国民健康保険小松市民病院	小松市向本折町ホ60番地	渡邊 卓也	平成30年3月31日
内 科	国民健康保険小松市民病院	小松市向本折町ホ60番地	吉田 太治	平成31年3月31日
整形外科	特定医療法人勝木会 やわたメディカルセンター	小松市八幡イ12番地7	近江 礼	平成31年3月31日
外 科	医療法人社団青峰会 山下医院	加賀市作見町ホ39番地1	山下 正洋	令和元年5月29日
循環器内科	加賀市医療センター	加賀市作見町リ36番地	松井 崇生	平成31年4月1日
内 科	加賀市医療センター	加賀市作見町リ36番地	大辻 道雄	平成31年4月1日
外 科	加賀市医療センター	加賀市作見町リ36番地	櫻井健太郎	平成31年4月1日
小 児 科	加賀市医療センター	加賀市作見町リ36番地	小泉 瑛子	平成30年8月1日

内 科	白山石川医療企業団 公立つるぎ病院	白山市鶴来水戸町ノ1番地	池田 直樹	平成31年3月31日
泌尿器科	公立松任石川中央病院	白山市倉光三丁目8番地	黒川 哲之	平成30年4月1日
内 科	公立松任石川中央病院	白山市倉光三丁目8番地	船木 雅也	平成31年4月1日
内 科	医療法人社団和楽仁 芳珠記念病院	能美市緑が丘11-71	前川 直人	平成31年3月31日
整形外科	津幡町国民健康保険直営 河北中央病院	河北郡津幡町津幡口51番地2	青木 裕	平成31年3月31日
外 科	津幡町国民健康保険直営 河北中央病院	河北郡津幡町津幡口51番地2	表 和彦	平成31年3月31日
整形外科	金沢医科大学病院	河北郡内灘町大学1丁目1番地	津田 亮二	平成31年3月31日
リハビリテーション科、耳鼻咽喉科	金沢医科大学病院	河北郡内灘町大学1丁目1番地	坪川 操	平成31年3月31日

### 石川県告示第71号

母体保護法(昭和23年法律第156号)第15条第1項に規定する受胎調節の実地指導を業として行う者として、令和元年6月28日次のとおり指定した。

令和元年6月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

指定番号	住 所	保健師、助産師 又は看護師の別	氏 名
第1201号	金沢市有松1丁目4番33号 メゾン・ミニヨン・101号	助産師	森田知栄
第1202号	羽咋市太田町い43番地	助産師	和角知佳

## 公 告

### 特定調達契約に係る入札公告

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を実施する。

令和元年6月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 調達内容

##### (1) 借上件名及び数量

インターネット情報提供機器 借上 一式

##### (2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

##### (3) 借上期間

令和元年10月1日から令和6年9月30日まで

##### (4) 借上場所

別途指定する場所

##### (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成31年石川県告示第126号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

## 3 入札者に要求される義務

入札参加希望者は、次の(1)から(3)までに示す事項について証明する書類を令和元年7月25日(木)午後5時までに4(1)の場所に提出しなければならない(郵送の場合は簡易書留とし、提出期限内必着とする。)。提出された証明書等を審査した結果、当該物品を納入することができると認められる者に限り、入札参加対象者とする。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 当該調達物品が入札説明書に示す仕様に合致していること。
- (2) 当該調達物品を確実に納入できること。
- (3) 当該調達物品を納入後、保守、点検、修理その他アフターサービスを速やかに提供できること。

## 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県総務部行政経営課情報システム室  
電話番号 076-225-1322 FAX番号 076-225-1319

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

令和元年8月8日(木)午前10時(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。)

- (4) 開札の日時及び場所

令和元年8月8日(木)午前10時 石川県庁行政庁舎1402会議室

## 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

- (4) 契約書作成の要否

要

- (5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) 手続における交渉の有無

無

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be rented

Equipment renewal such as communications equipments for web browsing etc 1 set

- (2) Period of lease

From October 1, 2019 through September 30, 2024

- (3) Delivery place

To be specified later

- (4) Time limit of tender  
10:00 a.m. August 8, 2019
- (5) Contact point for the notice  
Information System Office, Administrative Management Division, General Affairs Department, Ishikawa Prefectural Government  
1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan  
Phone +81-76-225-1322

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を実施する。

令和元年6月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

- (1) 購入件名及び数量  
気象観測装置 10式
- (2) 調達件名の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
令和2年3月31日
- (4) 納入場所  
別途指定する場所
- (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成31年石川県告示第126号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。  
なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、4(1)に掲げる場所において随時申請を受け付けている。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。  
ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者  
イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者  
ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者  
エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者  
オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、当該調達物品を確実に納入できることを証明する書類を令和元年7月25日（木）までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262
- (2) 入札説明書の交付方法  
(1)の交付場所において交付
- (3) 入札書の受領期限  
令和元年8月8日(木)午前11時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)
- (4) 開札の日時及び場所  
令和元年8月8日(木)午後1時 石川県庁行政庁舎603会議室

## 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
免除
- (3) 入札の無効  
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否  
要
- (5) 落札者の決定方法  
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 手続における交渉の有無  
無
- (7) その他  
詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased  
Meteorological Observation System 10 Units
- (2) Delivery date  
By 31 March 2020
- (3) Delivery place  
To be specified later
- (4) Time limit of tender  
11:00 a.m. 8 August 2019
- (5) Contact point for the notice  
Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government  
1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL 076-225-1262

## 県有財産売払入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和元年6月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 一般競争入札に付す物件及び最低売却価格

物件番号	所在地番	財産区分	地目	地積	最低売却価格
1	七尾市本府中町ヒ25番4、ソ25番2	土地	宅地	701.14m <sup>2</sup>	15,700,000円
2	七尾市矢田町式四号白土6番36	土地	宅地	168.86m <sup>2</sup>	2,010,000円
3	珠洲市上戸町北方式字56番2	土地	宅地	282.96m <sup>2</sup>	4,080,000円
4	輪島市堀町壺五字2番52	土地	宅地	273.08m <sup>2</sup>	1,450,000円
5	鳳珠郡能登町字小木口字15番4	土地	宅地	162.30m <sup>2</sup>	482,000円
6	鳳珠郡能登町字小木口字15番5	土地	宅地	162.02m <sup>2</sup>	566,000円
7	鳳珠郡能登町字小木口字15番9	土地	宅地	161.35m <sup>2</sup>	468,000円

## 2 入札及び開札の日時及び場所

物件番号	入札日時	入札場所	開札
1	令和元年7月29日(月)	午後1時	七尾市本府中町ソ27番9
2		午後2時30分	
3	令和元年7月25日(木)	午後1時	中能登土木総合事務所入札室(1階)
4		午後2時30分	
5	令和元年7月26日(金)	午後1時	輪島市三井町洲衛10部11番1 奥能登土木総合事務所分室入札室 (1階)
6		午後2時30分	
7		午後4時	

## 3 現地説明の日時及び場所

物件番号	所在地番(現地説明の場所)	現地説明日時	
1	七尾市本府中町ヒ25番4、ソ25番2	令和元年7月8日(月)	午後1時30分
3	珠洲市上戸町北方式字56番2	令和元年7月9日(火)	午後1時30分

上記以外の各物件については、個別に現地説明を実施する。現地説明を希望する者は、希望日の前日までに電話にて申し込むこと。

## (1) 申込期間

令和元年6月28日(金)から同年7月12日(金)までの石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日午前9時から午後5時まで

## (2) 実施期間

令和元年7月1日(月)から同月5日(金)まで及び同月10日(水)から同月16日(火)までの県の休日を除く毎日午前11時から午後4時まで

## (3) 申込先

石川県総務部管財課資産活用室 電話番号 076-225-1266

## 4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定により一般競争入札に参加させることができない者以外の者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないことができる者以外の者であること。

(3) 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)ではないこと及び以下に該当しない者であること。

ア 役員等(申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。)が、条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴

力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

#### 5 入札案内書の交付期間及び交付場所

##### (1) 交付期間

令和元年6月28日(金)から同年7月16日(火)までの県の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

##### (2) 交付場所

名 称	住 所	電話番号
石川県総務部管財課	金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1266
中能登土木総合事務所	七尾市本府中町ソ27番9	0767-52-5100
奥能登土木総合事務所	輪島市河井町22部1-1	0768-22-0567
奥能登土木総合事務所分室	輪島市三井町洲衛10部11番1	0768-26-2350
奥能登土木総合事務所 珠洲土木事務所	珠洲市野々江町シの部32番地	0768-82-2165

#### 6 入札参加申込みの方法

(1) この入札に参加を希望する者は、入札案内書に示す県有財産一般競争入札参加申込書及び添付書類を(2)の受領期限までに石川県総務部管財課資産活用室まで持参し、又は郵送しなければならない。

##### (2) 受領期限

令和元年7月16日(火)午後5時(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。)

#### 7 その他

##### (1) 入札保証金

入札しようとする金額の100分の5以上

##### (2) 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者の提出した入札書、入札参加申込みを行わなかった者の提出した入札書その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。

##### (3) 落札者の決定方法

最低売却価格(石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格をいう。)以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

##### (4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上

##### (5) 売買代金の納入

県が発行する納入通知書により、指定の期日(契約締結の日から30日以内)までに納入すること。

##### (6) 所有権の移転等

所有権の移転は、売買代金が完納された日とし、その日から起算して7日以内に物件の引渡しを行う。

##### (7) その他の事項

詳細は、入札案内書による。

##### (8) 問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課資産活用室 電話番号 076-225-1266

#### 県有財産売払入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和元年6月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 一般競争入札に付する物件

##### (1) 件名

物件番号	物 件 名	規 格	車 両 番 号
1	空港用除雪トラック	10 t 級 6 × 6 3.5m (35°)	未登録
2	空港用除雪トラック	10 t 級 6 × 6 3.5m (左右35°)	石川800は297
3	空港用除雪トラック	10 t 級 6 × 6 3.5m (左右35°)	石川800は332
4	凍結防止剤散布車	自走式4輪駆動 粒4 m <sup>3</sup> 液2 m <sup>3</sup>	未登録

## (2) 売却物件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

## 2 入札及び開札の日時及び場所

物件番号	入 札 日 時	入 札 場 所	開 札
1	令和元年8月20日(火) 11時00分	輪島市三井町洲衛10-11-1 奥能登行政センター 22会議室	入札後、即時開札
2	令和元年8月20日(火) 11時10分		
3	令和元年8月20日(火) 11時20分		
4	令和元年8月20日(火) 11時30分		

## 3 説明会及び物件の公開

説明会及び物件の公開(以下「説明会等」という。)を以下のとおり実施する。また、説明会等の参加方法は入札説明書による。

なお、説明会等に参加せずに入札に参加する場合も、説明会等における説明事項を了知し、当該物件を確認しているものとみなす。

物件番号	説明会等実施日時	説明会等実施場所
1	令和元年7月12日(金) 14時00分	輪島市三井町洲衛10-11-1 能登空港 除雪車庫
2		
3		
4	令和元年7月12日(金) 14時30分	

## 4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日までに石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第111条第2項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は直接自己の事業目的に使用する者であること。
- (3) 入札参加申請書の提出期限の翌日から入札の日までの期間に、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) この公告に示した売却の条件及び義務を確実に履行し得る者であること。
- (5) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (6) 過去3年以内に石川県企画振興部(関係地域機関を含む。)が所有する県有財産の売買契約において契約条件の不履行があり、同種の一般競争入札に参加できないものでないこと。

## 5 入札説明書の交付期間及び場所

## (1) 交付期間

令和元年6月28日(金)から同年7月17日(水)の午前9時から午後5時までの間

## (2) 交付場所

物件番号	交 付 場 所	電話番号
1	輪島市三井町洲衛10-11-1 能登空港管理事務所	0768-26-2100
2		
3		
4		

## (3) 交付方法

(2)の交付場所において書面により交付する。なお、石川県企画振興部空港企画課の下記ホームページから当該書面に係る電磁的記録をダウンロードすることができる。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kuukou-k/index.html>

## 6 入札に関する事項

## (1) 入札者に要求される義務

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加申請書及び添付書類をあらかじめ下記のとおり提出しなければならない。また、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 提出場所 5(2)の交付場所に同じ

イ 提出期限 令和元年7月17日(水) 午後5時まで

ウ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、簡易書留とし、提出期限内必着とする。)

なお、入札参加申請書に記載された使用予定内容が契約条項の用途指定に適合しない場合は、入札に参加する資格がないものとする。

## (2) 入札の方法

1(1)の件名ごとにそれぞれ入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。また、契約金額は、落札金額に自動車損害賠償責任保険の未経過期間分、自動車重量税の未経過期間分及びリサイクル料金を加算した額とする。

## (3) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5に相当する金額以上の金額を指定された納付方法により納付しなければならない。

ただし、石川県財務規則第111条第2項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、入札保証金の免除を認められたものは、入札保証金を免除する。

## (4) 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書に示す無効の入札書は、無効とする。

## (5) 落札者の決定方法

石川県財務規則第119条の規定により作成された予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 7 契約に関する事項

## (1) 契約書作成の要否

要

## (2) 契約条項

入札説明書による。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上。ただし、契約の相手方が石川県財務規則第111条第2項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものである場合は、免除する。

- (4) 売買代金の納入  
県が発行する納入通知書により、指定の期日までに納入すること。
- (5) 所有権の移転等  
所有権の移転は、売買代金が完納された日とする。
- (6) その他  
詳細は、入札説明書による。
- (7) 問合せ先

物件番号	問 合 せ 先	電話番号
1	輪島市三井町洲衛10-11-1 能登空港管理事務所	0768-26-2100
2		
3		
4		

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

令和元年6月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 申請のあった年月日  
令和元年6月15日
- 特定非営利活動法人の名称  
NPO法人 あんとふる
- 代表者の氏名  
松田 昇
- 主たる事務所の所在地  
小松市島町ル65番地
- 定款に記載された目的  
この法人は、障害者及びその家族に対して、生活支援に関する事業を行ない、障害者が地域で当たり前で生活できる社会を実現することに寄与することを目的とする。

農用地利用配分計画の認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和元年6月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社 アグリとくみつ	白山市	白山市徳光町3835番ほか6筆
株式会社 あぐり一石	白山市	白山市四ツ屋町1179番ほか4筆
農事組合法人 北辰農産	白山市	白山市安養寺町17番ほか14筆
有限会社 カワムコ	白山市	白山市宮丸町1760番1ほか1筆
有限会社 ばんば	白山市	白山市宮永町2399番1
有限会社 ファーム坊ノ森	白山市	白山市宮永町2321番ほか1筆
有限会社 安井ファーム	白山市	白山市宮保町2507番ほか4筆
有限会社 黒澤農場	白山市	白山市米永町2273番ほか4筆

合同会社 まなぶラボ	白山市	白山市宮丸町1860番ほか4筆
永言 勇吉	白山市	白山市宮丸町1780番ほか4筆
円角 外喜男	白山市	白山市宮保町2616番ほか3筆
森田 利彦	白山市	白山市森島町う26番1
農事組合法人 要	白山市	白山市明島町春115番ほか7筆
山口 隆	鳳珠郡穴水町	鳳珠郡穴水町字曾福い23番ほか2筆
瀬戸 清隆	鳳珠郡穴水町	鳳珠郡穴水町字七海は22番地ほか30筆
竹森 弘	鳳珠郡穴水町	鳳珠郡穴水町字七海い31番ほか2筆
農事組合法人 SKYファーム	鳳珠郡能登町	鳳珠郡能登町字斉和ね部102番ほか214筆
農事組合法人 のとの会	鳳珠郡能登町	鳳珠郡能登町字斉和を部26番1ほか23筆
脇 俊雄	鳳珠郡能登町	鳳珠郡能登町字斉和ら部25番ほか26筆
北能産業 株式会社	鳳珠郡能登町	鳳珠郡能登町字五郎左エ門分六字33番1ほか64筆
農事組合法人 岩井戸農産	鳳珠郡能登町	鳳珠郡能登町字寺分ほ部44番1ほか189筆
井畠 綱臣	鳳珠郡能登町	鳳珠郡能登町字五郎左エ門分壹四字61番ほか6筆
平瀬 修一	鳳珠郡能登町	鳳珠郡能登町字五郎左エ門分壹四字51番ほか8筆
辻浦 芳一	鳳珠郡能登町	鳳珠郡能登町字五十里に部20番4ほか11筆
南 正晴	鳳珠郡能登町	鳳珠郡能登町字五十里い部64番ほか13筆
東 明忠	鳳珠郡能登町	鳳珠郡能登町字黒川壺七号101番ほか22筆
長谷 正博	珠洲市	珠洲市正院町正院109番
農事組合法人 One	金沢市	金沢市才田町戊152番
農事組合法人 せせらぎ	金沢市	金沢市松寺町子36番1ほか19筆
農事組合法人 大浦豊栄農園	金沢市	金沢市大浦町リ44番1ほか1筆
農事組合法人 大場坊主の里	金沢市	金沢市大場町西1589番ほか58筆
坂井 大輔	金沢市	金沢市才田町戊153番1ほか9筆
茶谷 政宏	金沢市	金沢市打木町東1574番
農事組合法人 佐野ファーム	七尾市	七尾市佐野町西59番
竹澤 誠	七尾市	七尾市満仁町西10番ほか92筆
株式会社 ゆめうらら	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町谷屋大17番1ほか2筆
宮田 直樹	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町金丸東138番ほか1筆
街道 剛史	小松市	小松市北浅井町参号30番
農事組合法人 タイガーファーム	能美市	能美市福岡町甲4番ほか39筆
秋山 一雄	能美市	能美市新保町58番ほか7筆
山崎 修一	能美市	能美市吉光町北23番
農事組合法人 和多農産	能美市	能美市三ツ口町889番ほか77筆
西村 一郎	能美市	能美市下清水町94番
嶋田 文彦	能美市	能美市下清水町115番
農事組合法人 アグリてどり	能美市	能美市下清水町193番
農事組合法人 風と水	能美郡川北町	能美郡川北町字中島へ12番2
株式会社 ホープいな穂	能美郡川北町	能美郡川北町字橘113番

## 2 認可年月日

令和元年6月28日

## 県営土地改良事業の工事完了公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく次の土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

令和元年6月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業名	施行地区名	工事完了年月日
県営ほ場整備事業	上田名	平成31年3月26日
〃	余地	平成31年3月25日
〃	北免田・上畠	平成31年3月27日
〃	白浜・深見	平成31年3月22日
県営土地改良総合整備事業 (暗渠排水施設)	加賀中部第3	平成31年3月6日
県営土地改良総合整備事業 (農業用排水施設)	〃	〃
基幹水利施設予防保全対策事業 (合理化型)	新保	平成31年3月5日
〃	三谷	平成31年3月26日
用排水施設整備事業	中能登中央	平成31年3月28日
農業用施設石綿対策特別事業	下福田	平成30年12月6日
老朽ため池整備事業	上木	平成30年12月4日
〃	大谷堤	平成31年3月14日
〃	新保谷溜池	平成31年2月7日
〃	弁天池	平成31年1月30日
〃	七野	平成30年12月27日
〃	菅原	平成30年12月20日
〃	大世町	平成30年8月29日
〃	前波	平成30年10月31日
〃	大西山第2	平成30年11月9日

石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第7項及び第8項の規定により、石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成30年12月21日公表)の一部を令和元年6月19日に変更したので、次のとおり公表する。

令和元年6月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

変更項目	変更前	変更後
第1種特定海洋生物資源の管理の対象となる期間及び知事管理量	<p>2 第1種特定海洋生物資源の平成31年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりである。</p> <p>(3) まさば及びごまさば 平成31年7月から平成32年6月まで 管理の対象となる期間が開始する前までに知事管理量を設定</p> <p>(5) ずわいがに 平成31年7月から平成32年6月まで 管理の対象となる期間が開始する前までに知事管理量を設定</p>	<p>2 第1種特定海洋生物資源の平成31年又は令和元年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりである。</p> <p>(3) まさば及びごまさば 令和元年7月から令和2年6月まで 若干</p> <p>(5) ずわいがに 令和元年7月から令和2年6月まで 305トン</p>

都市計画法に基づく公聴会の開催公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、都市計画の変更の案を作成したいので、次のとおり公聴会を開催する。

令和元年6月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 開催日時、都市計画の種類及び開催場所

開催日時	都市計画の種類	開催場所
令和元年7月25日 10時00分から	金沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	石川県庁行政庁舎 13階1311会議室
令和元年7月25日 13時30分から	金沢都市計画区域区分	

## 2 都市計画の変更の概要

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、都市計画の計画書を令和元年6月28日から同年7月12日まで石川県土木部都市計画課及び各都市計画区域内の市町都市計画担当課に備え置いて縦覧に供する。)

## 3 公述の申出

## (1) 申出の期限

令和元年7月12日

## (2) 申出の手續等

公述人として意見を述べることができる者は、当該公聴会に係る都市計画区域内の住民とし、意見を述べようとする場合は、申出の期限までに別記様式による意見申出書を提出すること。なお、同趣旨の意見が多数ある場合は、一部の者を公述人に選定することがある。

## 4 その他

## (1) 意見申出書の提出先及び問合せ先

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県土木部都市計画課

## (2) 公述の申出がない場合

3(1)の申出の期限までに申出がない場合は、公聴会を開催しない。なお、公聴会を開催しない場合は、3(1)の申出の期限後、追って石川県公報に登載する。

## 別記様式

## 意見申出書

令和元年7月25日に開催される金沢都市計画の変更に関する公聴会において、次のとおり意見を公述したいので申し出ます。

令和元年 月 日

石川 県 知 事 様

住 所

(電話番号 )

氏 名

㊞

生年月日

職 業

意見の要旨 別紙のとおり (注)

## ■都市計画の種類

	金沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
	金沢都市計画区域区分

(注) 意見の要旨及びその理由を具体的に、400字程度で書いてください。

## 公 安 委 員 会

### 石川県公安委員会告示第21号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

令和元年6月28日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第1（信号機の設置場所）白山警察署管内の表86を次のように改める。

86	西米光	白山市西米光町チ18番地先	S55. 2. 8
----	-----	---------------	-----------

別表第4（指定方向外進行禁止）金沢東警察署管内の表753及び754を次のように改める。

753	市道本町2丁目線8号	金沢市本町2丁目2番8号先	安江町方向から玉川町方向への左折	自動車及び原動機付自転車	7:00から9:00まで（土・日曜日、休日を除く。）
754	市道本町2丁目線7号	金沢市本町2丁目18番32号先	昭和町方向から玉川町方向への右折	自動車及び原動機付自転車	7:00から9:00まで（土・日曜日、休日を除く。）

別表第4（指定方向外進行禁止）白山警察署管内の表317、318及び359の項を次のように改める。

317	削 除
318	削 除
359	削 除

別表第7（歩行者用道路）金沢東警察署管内の表14の項を次のように改める。

14	削 除
----	-----

別表第7（歩行者用道路）白山警察署管内の表3の項を次のように改める。

3	削 除
---	-----